

令和8年5月11日

市民文教委員会

中学校事務職員の懲戒処分について

教職員課

- 1 被処分者 浜松市立中学校 事務職員 竹内^{たけうち} 悠真^{ゆうま}（男 21歳）
- 2 処分年月日 令和8年3月24日（火）
- 3 処分の内容 免職
- 4 概要
 - ・令和7年12月8日、浜名区内の商業施設で窃盗をした疑いで、令和8年1月22日に逮捕。
 - ・令和8年1月8日、浜名区内の商業施設で窃盗をした疑いで、令和8年2月10日に再逮捕。
 - ・令和8年1月20日、公立高校への建造物侵入及び窃盗の疑いで、令和8年2月20日に再逮捕。
 - ・上記3件全ての事件で起訴され、教育委員会による接見での聴取においても、起訴内容を認めた。
- 5 処分の理由
 - ・教育職員が窃盗という犯罪行為を行ったことは、本市の教育並びに学校への信頼を著しく失わせるもので、本市教育行政の信用を失墜させ、地方公務員の職の信用を傷つけ、社会的評価を低下毀損させた。
 - ・こうした行為は、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するものであり、同法第29条第1項第1号及び第3号に基づき、免職とした。
- 6 関係者の処分
 - ・管理監督職員として、被処分者の所属校校長を文書厳重注意とした。
- 7 対策等
 - ・最初の逮捕翌日の令和8年1月23日、教育長から全教職員宛に「綱紀の粛正について」を通知し、公務員としての自覚の再確認や不祥事根絶に向けた当事者意識の徹底を図った。
 - ・令和8年4月10日の校長会議において、教育長から校長に対し、綱紀の粛正に万全を期すこと、教職員一人ひとりの倫理意識の向上を図ることを改めて指導した。
 - ・校長は各校の教職員に対し、児童生徒に社会のきまりを教え規範意識を育てる教職員として高い倫理観を持つよう改めて指導を徹底する。
 - ・教育委員会は教職員全体に対し、不祥事を根絶する職員風土の醸成を図る。
 - ・今回の被処分者は、勤務経験の浅い職員であったことから、初任者を対象とした倫理研修において、公務内外を問わず公務員としてどのように行動すべきか、今一度徹底を図る。